

防整技第7373号
28. 4. 1

航空幕僚監部防衛部施設課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

殿

整備計画局 施設技術管理官
(公 印 省 略)

航空自衛隊場外離着陸場整備設計指針について（通知）

標記について、関連文書に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

関連文書：防整技7161号（28. 3. 31）

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局施設管理課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛装備庁長官官房会計官

航空自衛隊場外離着陸場整備設計指針

整備計画局 施設技術管理官

目 次

第1章	適用範囲	1
第2章	整備にあたっての前提条件	1
第3章	場外離着陸場の設置基準	1
第4章	接地帯舗装構造の設計	4
第5章	無障害帯の設計	6
第6章	附帯施設の設計	7

航空自衛隊場外離着陸場整備設計指針

第 1 章 適用範囲

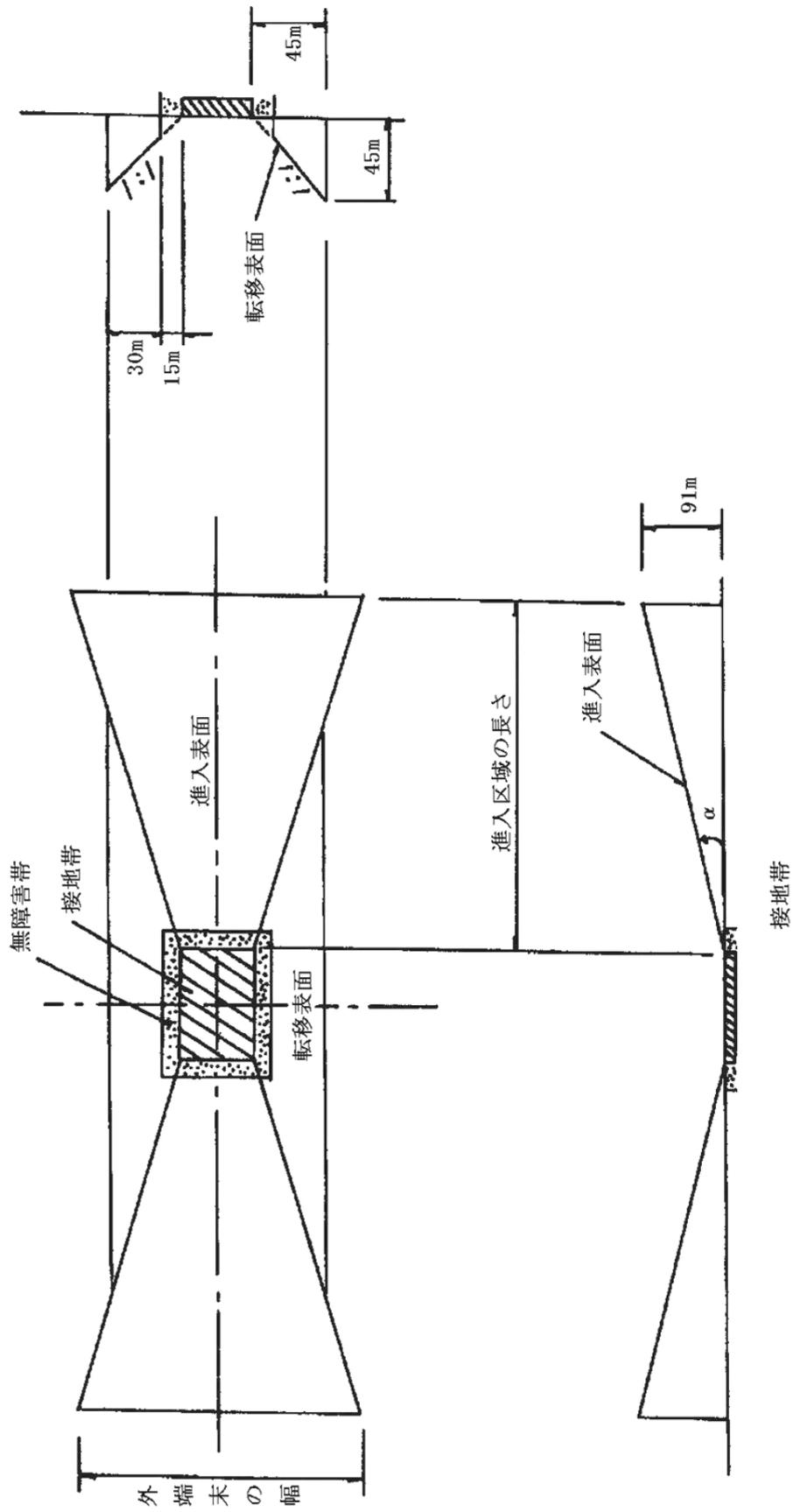
本指針は、航空自衛隊のレーダーサイト等における回転翼機の場外離着陸場の整備に適用する。

第 2 章 整備にあたっての前提条件

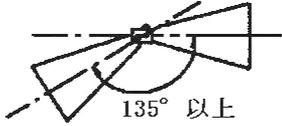
- (1) 場外離着陸場を使用する機種 …… CH-47 及び V-107
- (2) " の使用目的 ……… 人員の乗降及び貨物の搭載、積降し
- (3) " の使用頻度 ……… 平均週 2 回程度

第 3 章 場外離着陸場の設置基準

- (1) 用語の説明
 - a) 設置帯 回転翼機が離着陸時に接地、走行、駐機する所であり、所要の強度、勾配を有する特定の矩形の部分进行う。
 - b) 無障害帯 接地帯の外側をかこむ部分であり、回転翼機の離着陸の際、障害とならないように所要の勾配を有し、防塵処理された表面を有する特定の帯状部分进行う。
 - c) 進入表面 回転翼機の離陸直後又は着陸直前の直線飛行の安全を確保するために物件を制限すべき表面进行う。
 - d) 移転表面 回転翼機が着陸のための進入を誤ったときの脱出の安全を確保するために物件を制限すべき表面进行う。



(2) 設置基準

項目	基準	備考
1. 接地帯	(1) 長さ 45m (2) 幅 35m (3) 最大縦断勾配 2%以下 (4) 最大横断勾配 2.5%以下 (5) 舗装 コンクリート舗装 (ただし、現地の状況により芝張りとする ことができる。)	
2. 無障害帯	(1) 長さ 接地帯の縁から左右 15m (2) 幅 接地帯の縁から左右 15m (3) 最大縦断勾配 2%以下 (4) 最大横断勾配 2.5%以下 (5) 表面仕上げ 原則として芝張り	車両等の進入路部分は所要の強度を有すること。
3. 進入表面	(1) 接地帯の端から上方への勾配 (α) ア. 昼間時 6°以下 イ. 夜間時 4°以下 (2) 進入区域の長さ ア. 昼間時 6°以下の場合 870m イ. 夜間時 4°以下の場合 1,300m (3) 外端末の幅 ア. 昼間時 6°以下の場合 350m イ. 夜間時 4°以下の場合 520m (4) 外端末の高さ 91m (5) 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、両経路角度を 135°以上に保って異方向に設定できる。	 <p>135° 以上</p>
4. 転移表面	接地帯及び進入表面縁から外方向に高さ 45m 地点に至るまで、1 : 1 勾配とする。	

第4章 接地帯舗装構造の設計

接地帯の舗装はコンクリート舗装を標準とする。

現地の状況によりコンクリート舗装を行うことが部隊運用上不適当であるという場合は、芝張り構造（以下「芝接地帯」という。）にすることができる。

(1) コンクリート舗装の設計

a) 路床の強度

路床は路床面下1.0mの範囲をいう。路床の強度は路床土支持力係数（K値）及びC B R値で表わすものとする。測定方法は「飛行場基本施設等の設計要領」（以下「飛行場設計要領」という。）に従うものとする。

b) 路床改良と凍上防止

「飛行場設計要領」に従うものとする。

c) 路盤の設計

「飛行場設計要領」に従うものとする。

d) コンクリート舗装版

コンクリートの設計基準曲げ強度は材令28日で $45\text{kg}/\text{cm}^2$ を標準とする。無筋コンクリート舗装とし、鉄網を設置するものとする。鉄網は「飛行場設計要領」に従い設計するものとする。

舗装版厚は20cmとする。

e) 目地の設計

「飛行場設計要領」に従うものとする。

(2) 芝接地帯の設計

a) 路床の強度

コンクリート舗装の設計に同じ

b) 路床改良と凍土防止

同上

c) 路盤の設計

同上

d) フィルター層の設計

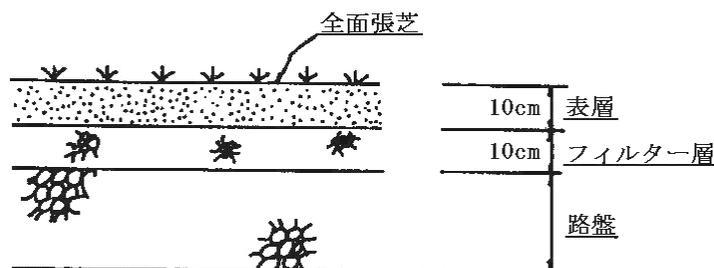
材料は火山砂利を標準とし、厚さは10cmとする。

e) 表層

材料は肥土とし、厚さは10cmとする。

表面は全面張芝とする。

芝接地帯図



f) 地中排水

芝接地帯は原則として地中排水暗渠を設けるものとする。

(参考)

接地帯断面構造一覧表 (例)

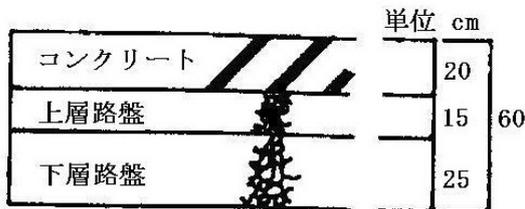
単位 : cm

路 床		設計CBR	コンクリート舗装				芝 接 地 帯					備考
K 値(kg/cm ²)			版厚	上層路盤	下層路盤	合計	肥土	火山砂利	上層路盤	下層路盤	合計	
K30	K75											
4.0	1.6	2%	20	40	50	110	10	10	40	50	110	
6.2	2.5	3"	"	20	35	75	"	"	20	35	75	
8.2	3.3	4"	"	15	25	60	"	"	15	25	60	
10.5	4.2	6"	"	10	20	50	"	"	10	20	50	
12.5	5.0	8"	"	10	15	45	"	"	10	15	45	
14.5	5.8	12"	"	15	—	35	"	"	15	—	35	

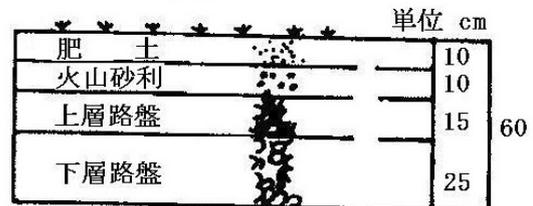
- (注) 1. 上層路盤は、修正CBR80%以上の粒調碎石。
 2. 下層路盤は、修正CBR80%未満のクラッシャーラン使用。
 3. 路床の支持力係数又は、CBRを求め、上記接地帯断面構造一覧表により、断面を決定する。

(例) 路床のCBR4%の場合の、標準断面図

ア. コンクリート舗装の場合

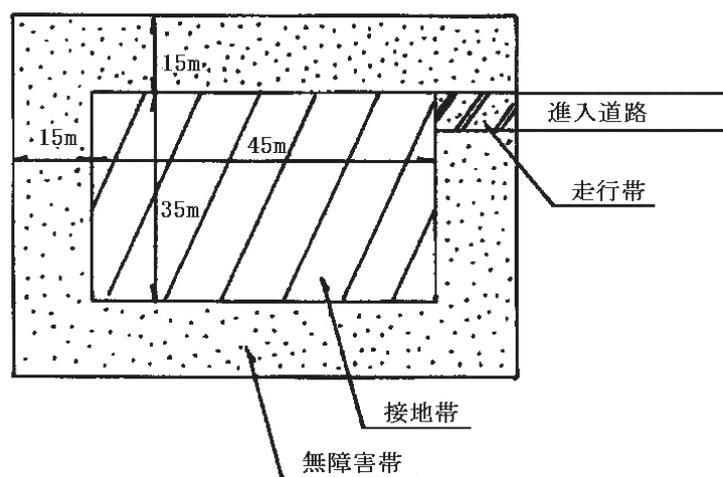


イ. 芝接地帯の場合



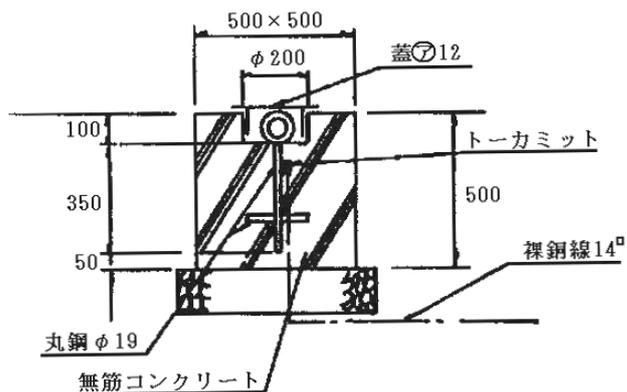
第5章 無障害帯の設計

- (1) 無障害帯の表面は防塵のため植生工を施すものとする。
植生工は全面張芝を標準とする。
- (2) 無障害帯には、輸送用自動車（フォークリフト、トラック等）が、接地帯に進入するための走行帯を設けるものとする。
走行帯の幅員は4.5mを標準とし、その舗装構造は「道路施設設計要領」に示す一般道路（LC-3）に従うことを標準とする。
ただし、接地帯が芝接地帯の場合には、走行帯の構造は、芝接地帯の構造と同一とすることができる。



第6章 附帯施設の設計

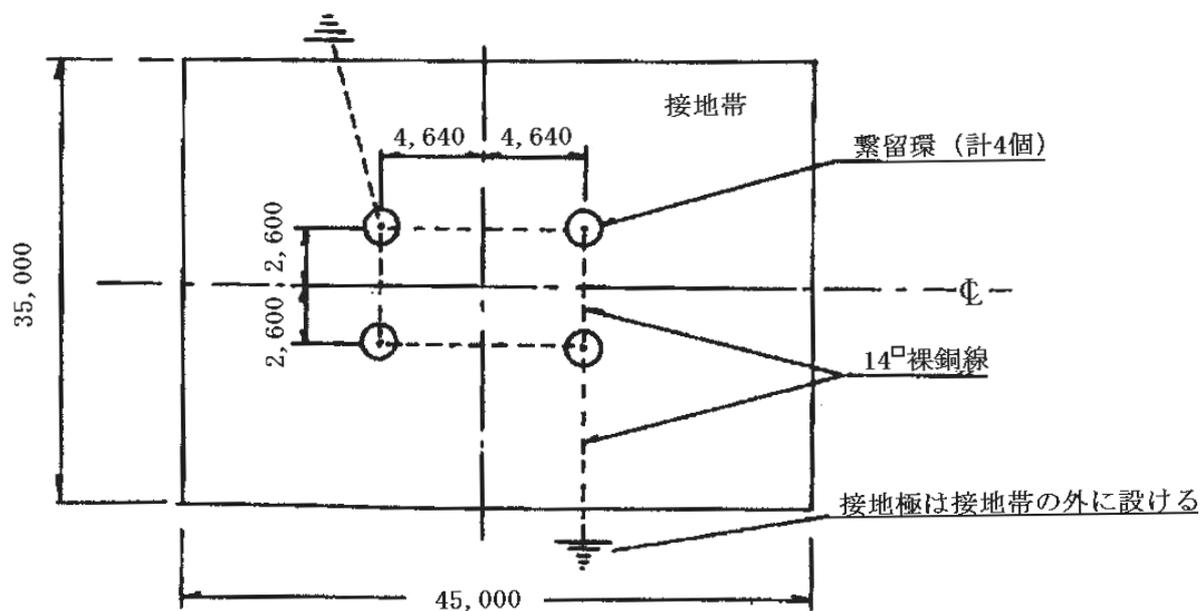
- (1) 繫留環及びアース環
構造は次図を標準とする。



アース基準抵抗値は、第3種接地100 Ω以下とする。

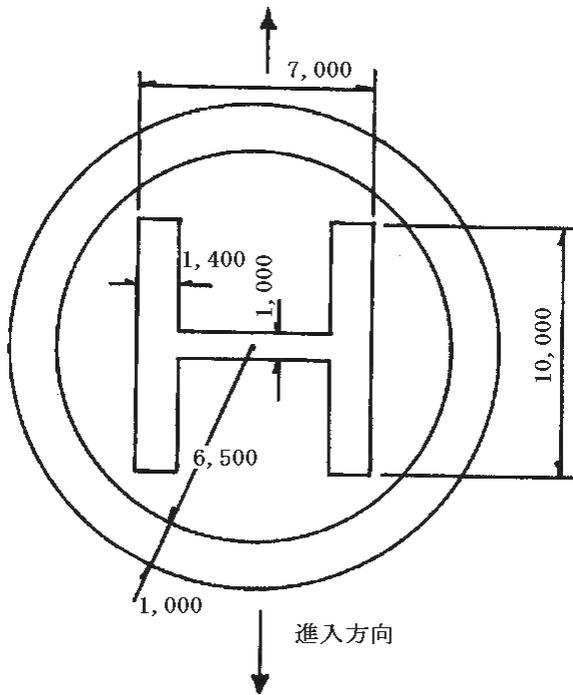
尚、詳細は電気設備担当者と調整するものとする。

配置は次図のとおりとする。



(2) 接地帯標識塗装

接地帯標識は下図のとおりとする。



色は、積雪地区は黄色
その他の地区は白色とする。

尚、芝接地帯の場合は設けないものとする。